



長野県報

9月25日(木)
平成26年
(2014年)
第2610号

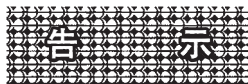
目次

告示

保安林予定森林にする旨の通知(5件)(森林づくり推進課)	1
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(4件)(森林づくり推進課)	3
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定(2件)(砂防課)	4
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定(2件)(砂防課)	5
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定(2件)(砂防課)	6
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定(2件)(砂防課)	6
土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域の指定(砂防課)	7
文化財保護条例に基づく長野県天然記念物の指定(文化財・生涯学習課)	7

公告

大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出(2件)(産業政策課サービス産業振興室)	8
大規模小売店舗立地法に基づく承継の届出及び届出書の縦覧(産業政策課サービス産業振興室)	8
県営土地改良事業の変更計画の策定及び縦覧(農地整備課)	8
土地改良区の定款変更の認可(農地整備課)	9
都市計画案の縦覧(都市・まちづくり課)	9
特定調達契約に係る落札者の決定(2件)(生活排水課)	9
一般競争入札(6件)(河川課)	9
特定調達契約に係る落札者の決定(教学指導課)	14
一般競争入札(企業局)	15



長野県告示第525号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成26年9月25日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

岡谷市川岸字細久保6879、6880、6881・6882合併(次の図に示す部分に限る。)、6883、6884のイ・6885(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、6894の1、6895、6896、字藤木之久保6888(次の図に示す部分に限る。)、6889の1、字藤木久保6889のロ、6889のハ、6890のイ、6891(次の図に示す部分に限る。)、6892の1、6892のロ・6893の1(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、6893のロ、6893のハ、6894のロ、6897の1、6897のロ、6898、6899、6900・6901の1(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、6901の2、6902、6903、6904のイ、6904のロ、6904のハ、6904のニ、6904のホ、6904のヘ、6904のトの1、6904のトの2、6905・6906のイ(以上2筆について次の図に示す部分

に限る。)、6906のロ、6906のハ、6907(次の図に示す部分に限る。)、6909、6910の1、字桑木畑入7102の1(次の図に示す部分に限る。)、字桑木畑7103、字廣平峯沢平石水小丸山8254(次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び岡谷市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第526号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成26年9月25日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

諏訪市大字上諏訪字大久保5431の1、5431の8、5431の9、5431の13、5431の16から5431の22まで、5431の34、字二ノ久保5470、5471、5479、5480の1、5481、5482のオ、5482のノ、5483、5484、5485の1、5485の2、5486、5487、5488の1、5488の2、5489の1、5489の2、5490から5492まで、5494から5497まで、5498のイ、5498のロの1、5499、5501の1、5501のイ、字三ノ久保5502の1・5502の4（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、5502の5、5502の6・5502の7（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、5503から5505まで、5505の2、5506から5508まで、5509のイ、5509のロ、5510、5511、5512の1、5512のイ、5513から5515まで、5517から5519まで、5520のイ、5520のロ、5521の1、5521の2、5522の1、5522の2、5523の1、5523のイ、5524、5525（次の図に示す部分に限る。）、5528の1、字福沢日向5529の1、5535から5539まで、5540の1、5542・5543（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、5545、5546の1、5546の2、5547、5548のイ（次の図に示す部分に限る。）、5549、5549の2、5550から5552まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、5553、5554、5555・5556のイ（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、5556のロ、5557の1、5559、5560（次の図に示す部分に限る。）、5563から5567まで、5568の1・5569の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、5570の1、5571のイ、5571のロ、5571のハ、5572のイ、5572のロ、5572のハ、5573（次の図に示す部分に限る。）、5574の1、5575、5578の1、5578の2、5580、5581の1、5581の2、5582の1から5582の3まで、5583、5586（次の図に示す部分に限る。）、5595、5597、5602から5606まで（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、5607、5610、5612のイ、5613から5626まで、5629、5638の1、5639、5640、5653、5654

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び諏訪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第527号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成26年9月25日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

塩尻市大字費川字向山1798の1、1808の9、1808の11（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び塩尻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第528号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成26年9月25日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

塩尻市大字宗賀字本山5470の14、5470の15、5500

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び塩尻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第529号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成26年9月25日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
東御市下之城字下向山浦1225の1、1226の6、1249の4、1230の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び東御市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第530号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年9月25日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野市鬼無里日影字押切9610の6、字柄山11138の1から11138の7まで、11138の10、11144の1、11145、字柄山統南11139の1から11139の18まで、11140、11141の1、11141の2、字檜木沢11146、11147、戸隠字矢背畝1004
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第531号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年9月25日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大町市八坂字清心坂10201の1、10201の3（国有林）、10201の4、10201のロ、10202、字向山10203、字水神釜上10204の1、10204の3・10204の4（以上2筆国有林）、10204の5、字横まく10208のイ、10209のイ、10209のロ、10210、字向ヒ10208のロ、字下林10261の1、10261の3（国有林）、字矢ノ川10265の1、10265の2（国有林）、字大山12883の1、12883の2から12883の5まで（以上4筆国有林）、字木立20658の1から20658の4まで、20659の1から20659の4まで、20661の1から20661の4まで、20663の1、20665の1、20666、20671、字木立口元ト20672の1、20673の1、20674、字さわらだち20681の1から20681の3まで、20682の1から20682の3まで、20683の1から20683の3まで、20684の1から20684の3まで、字田ノ入20685、20691の1から20691の3まで、20692、字牛房畑20697の1、20697の3（国有林）、20697の4、20698の1、20698の3・20698の4（以上2筆国有林）、20698の5、20698の6
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字向山10203、字横まく10208のイ、10209のイ、10209のロ、10210、字向ヒ10208のロ、字下林10261の1、10261の3（国有林）、字矢ノ川10265の1、10265の2（国有林）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第532号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年9月25日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南佐久郡川上村大字秋山397の2、406の2、434の4、434の5、

562の2、565、633の2、大字大深山601の2、946の2、大字川端下96の7、108の4、108の21、108の22

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字秋山397の2、406の2、434の4、434の5、562の2、565、大字川端下96の7、108の4、108の21、108の22

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び川上村役場に備え置いて縦覧に供する。〕

森林づくり推進課

長野県告示第533号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年9月25日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

木曾郡南木曾町吾妻3711の12

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南木曾町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

森林づくり推進課

長野県告示第534号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成26年9月25日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

芝平(1)、芝平(2)、芝平(3)、芝平(4)、芝平(5)、芝平(6)、芝平(7)、芝平(8)、芝平(9)、芝平(10)、芝平(11)、芝平(12)、芝平(13)、芝平(14)、芝平(15)、芝平(16)、芝平(17)、芝平(18)、芝平(19)、芝平(20)、荊口(1)、荊口(2)、荊口(3)、荊口(4)、荊口(5)、荊口(6)、荊口(7)、荊口(8)、荊口(9)、荊口(10)、荊口(11)、荊口(12)、荊口(13)、荊口(14)、荊口(15)、荊口(17)、荊口(18)、荊口(19)、荊口(20)、山室(1)、山室(2)、山室(3)、山室(4)、山室(5)、山室(6)、山室(7)、山室(8)、山室(9)、山室(10)、山室(11)、山室(12)、山室(13)、山室(14)、山室(15)、山室(16)、山室(17)、山室(18)、山室(19)、山室(20)、山室(21)、山室(22)、山室(23)、藤沢(1)、藤沢(2)、藤沢(3)、藤沢(4)、藤沢(5)、藤沢(6)、藤沢(7)、藤沢(8)、藤沢(9)、藤沢(10)、藤沢(11)、藤沢(12)、藤沢(13)、藤沢(14)、藤沢(15)、藤沢(16)、藤沢(17)、藤沢(18)、藤沢(19)、藤沢(20)、藤沢(21)、藤沢(22)、藤沢(23)、藤沢(24)、藤沢(25)、藤沢(26)、藤沢(28)、藤沢(29)、藤沢(30)、藤沢(31)、藤沢(32)、藤沢(33)、藤沢(34)、藤沢(35)、藤沢(36)、藤沢(37)、藤沢(38)、藤沢(39)、藤沢(40)、藤沢(41)、藤沢(42)、藤沢(43)、藤沢(44)、藤沢(45)、藤沢(46)、藤沢(47)、藤沢(48)、藤沢(49)、藤沢(50)、藤沢(51)、藤沢(52)、藤沢(53)、藤沢(54)、藤沢(55)、藤沢(56)、藤沢(57)、藤沢(58)、藤沢(59)、藤沢(60)、藤沢(62)、長藤(1)、長藤(2)、長藤(3)、長藤(4)、長藤(5)、長藤(6)、長藤(7)、長藤(8)、長藤(9)、長藤(10)、長藤(11)、長藤(12)、長藤(13)、長藤(14)、長藤(15)、長藤(16)、長藤(17)、長藤(18)、長藤(19)、長藤(20)、長藤(21)、長藤(22)、長藤(23)、長藤(24)、長藤(25)、長藤(26)、長藤(27)、長藤(28)、長藤(29)、長藤(30)、長藤(31)、長藤(32)、長藤(33)、長藤(34)、長藤(35)、長藤(36)、長藤(37)、長藤(38)、長藤(39)、長藤(40)、長藤(41)、長藤(42)、長藤(43)、長藤(44)、長藤(45)、長藤(46)、長藤(47)、長藤(48)、長藤(49)、長藤(50)、長藤(51)、長藤(52)、長藤(53)、長藤(54)、長藤(55)、長藤(56)、長藤(57)、長藤(58)、長藤(59)、東高遠(1)、長藤(58)、長藤(59)、長藤(60)、東高遠(2)、東高遠(3)、長藤(61)、長藤(62)、長藤(63)、東高遠(4)、東高遠(5)、東高遠(6)、東高遠(7)、東高遠(8)、東高遠(9)、東高遠(10)、東高遠(11)、東高遠(12)、東高遠(13)、東高遠(14)、東高遠(15)、東高遠(16)、東高遠(17)、東高遠(18)、東高遠(19)、東高遠(20)、東高遠(21)、東高遠(22)、東高遠(23)、東高遠(24)、東高遠(25)、東高遠(26)、東高遠(27)、東高遠(28)、東高遠(29)、勝間(1)、勝間(2)、勝間(3)、勝間(4)、勝間(5)、勝間(6)、西高遠(1)、西高遠(2)、西高遠(3)、西高遠(4)、西高遠(5)、西高遠(6)、西高遠(7)、西高遠(8)、西高遠(9)、西高遠(10)、西高遠(11)、西高遠(12)、西高遠(13)、西高遠(14)、西高遠(15)、西高遠(16)、西高遠(17)、西高遠(18)、西高遠(19)、西高遠(20)、西高遠(21)、西高遠(22)、西高遠(23)、小原(1)、小原(2)、小原(3)、下山田(1)、下山田(2)、下山田(3)、下山田(4)、小原(4)、小原(5)、下山田(5)、下山田(6)、下山田(7)、小原(6)、下山田(8)、下山田(9)、下山田(10)、下山田(11)、下山田(12)、下山田(13)、上山田(1)、上山田(2)、上山田(3)、上山田(4)、上山田(5)、上山田(6)、上山田(7)、上山田(8)、上山田(9)、上山田(10)、上山田(11)、上山田(12)、上山田(13)、上山田(14)、上山田(15)、上山田(16)及び西高遠(24)

2 指定の区域

伊那市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第535号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成26年9月25日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

下古田1、下古田2、下古田3、八乙女1、八乙女2、沢上1、沢上2、沢上3、沢上4、久保1、久保2、久保3、久保4、久保5、中村1、中村2、中村3、宮下1、南小河内1、南小河内2、南小河内3、南小河内4、南小河内5、南小河内6、南小河内7、福沢1、福沢2、福沢3、長岡1、長岡2、長岡3、長岡4、長岡5、長岡6、長岡7、長岡8、長岡9、長岡10、長岡11、長岡12、長岡13、長岡14、長岡15、長岡16、長岡17、長岡18、三日町1、三日町2、三日町3、三日町4、三日町5、三日町6、三日町7、三日町8、三日町9、上棚1、上棚2、上棚3、上棚4、上棚5、上棚6、三日町10、三日町11、三日町12、三日町13、三日町14、三日町15、三日町16、三日町17、鹿垣1、鹿垣2、鹿垣3、判の木1、判の木2、判の木3、判の木4、判の木5、判の木6、判の木7、梨の木1、梨の木2、福与1、福与2、卯の木1、卯の木2、木下1、木下2、木下3、木下4、木下5、木下6、木下7、木下8、木下9、木下10、木下11、木下12、木下13、木下14、上古田1、上古田2、上古田3、木下一宮1、松島1、松島2、松島3、松島4、松島5、松島6、松島7、松島8、松島9、松島10、松島11、松島12、大出1、大出2、大出3、大出4及び卯の木3

2 指定の区域

上伊那郡箕輪町及び南箕輪村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第536号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成26年9月25日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

芝平(1)、芝平(2)、芝平(3)、芝平(4)、芝平(5)、芝平(6)、芝平(7)、芝平(8)、芝平(9)、芝平(10)、芝平(11)、芝平(12)、芝平(13)、芝平(14)、芝平(15)、芝平(18)、芝平(19)、芝平(20)、荊口(1)、荊口(2)、荊口(3)、荊口(4)、荊口(5)、荊口(6)、荊口(7)、荊口(8)、荊口(9)、荊口(10)、荊口(11)、荊口(12)、荊口(13)、荊口(14)、荊口(15)、荊口(18)、荊口(19)、荊口(20)、山室(1)、山室(2)、山室(3)、山室(4)、山室(6)、山室(7)、山室(8)、山室(9)、山室(11)、山室(12)、山室(15)、

山室(16)、山室(17)、山室(18)、山室(19)、山室(20)、山室(22)、山室(23)、藤沢(1)、藤沢(3)、藤沢(4)、藤沢(5)、藤沢(6)、藤沢(7)、藤沢(8)、藤沢(10)、藤沢(11)、藤沢(12)、藤沢(13)、藤沢(14)、藤沢(15)、藤沢(16)、藤沢(17)、藤沢(18)、藤沢(19)、藤沢(20)、藤沢(21)、藤沢(23)、藤沢(24)、藤沢(25)、藤沢(26)、藤沢(28)、藤沢(29)、藤沢(30)、藤沢(31)、藤沢(32)、藤沢(33)、藤沢(35)、藤沢(36)、藤沢(37)、藤沢(38)、藤沢(39)、藤沢(40)、藤沢(41)、藤沢(42)、藤沢(43)、藤沢(44)、藤沢(45)、藤沢(46)、藤沢(47)、藤沢(48)、藤沢(49)、藤沢(50)、藤沢(51)、藤沢(52)、藤沢(53)、藤沢(54)、藤沢(55)、藤沢(56)、藤沢(57)、藤沢(58)、藤沢(59)、藤沢(60)、藤沢(62)、長藤(2)、長藤(3)、長藤(4)、長藤(5)、長藤(6)、長藤(7)、長藤(8)、長藤(9)、長藤(10)、長藤(11)、長藤(12)、長藤(13)、長藤(14)、長藤(15)、長藤(16)、長藤(17)、長藤(18)、長藤(19)、長藤(20)、長藤(21)、長藤(22)、長藤(23)、長藤(24)、長藤(25)、長藤(26)、長藤(29)、長藤(31)、長藤(32)、長藤(33)、長藤(34)、長藤(37)、長藤(38)、長藤(39)、長藤(41)、長藤(42)、長藤(43)、長藤(44)、長藤(45)、長藤(46)、長藤(47)、長藤(48)、長藤(54)、長藤(55)、長藤(56)、東高遠(1)、長藤(58)、長藤(59)、長藤(60)、東高遠(2)、長藤(61)、長藤(62)、長藤(63)、東高遠(4)、東高遠(5)、東高遠(8)、東高遠(9)、東高遠(10)、東高遠(15)、東高遠(16)、東高遠(18)、東高遠(19)、東高遠(20)、東高遠(23)、東高遠(26)、東高遠(28)、東高遠(29)、勝間(4)、勝間(5)、勝間(6)、西高遠(1)、西高遠(2)、西高遠(3)、西高遠(4)、西高遠(6)、西高遠(7)、西高遠(8)、西高遠(9)、西高遠(10)、西高遠(11)、西高遠(13)、西高遠(15)、西高遠(17)、西高遠(18)、西高遠(19)、西高遠(20)、西高遠(21)、西高遠(23)、小原(1)、小原(2)、小原(3)、下山田(4)、小原(4)、下山田(5)、下山田(6)、下山田(7)、小原(6)、下山田(8)、下山田(10)、下山田(11)、上山田(4)、上山田(5)、上山田(6)、上山田(7)、上山田(8)、上山田(9)、上山田(10)、上山田(11)、上山田(13)、上山田(14)、上山田(15)、上山田(16)及び西高遠(24)

2 指定の区域

伊那市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第537号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成26年9月25日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

下古田1、下古田2、下古田3、八乙女1、八乙女2、沢上1、沢上2、沢上4、久保1、久保2、久保3、久保4、久保5、中村1、中村2、中村3、宮下1、南小河内1、南小河内2、南小河内3、南小河内4、南小河内5、南小河内6、南小河内7、福

沢1、福沢2、福沢3、長岡1、長岡4、長岡5、長岡7、長岡8、長岡9、長岡10、長岡11、長岡12、長岡13、長岡14、長岡15、長岡16、長岡17、長岡18、三日町1、三日町2、三日町3、三日町4、三日町5、三日町6、三日町7、三日町8、三日町9、上棚2、上棚3、上棚4、三日町10、三日町11、三日町12、三日町13、三日町14、三日町16、三日町17、鹿垣1、鹿垣2、鹿垣3、判の木2、判の木3、判の木4、判の木5、判の木6、判の木7、梨の木1、梨の木2、福与1、福与2、卯の木1、卯の木2、木下1、木下2、木下3、木下4、木下5、木下6、木下8、木下9、木下10、木下11、木下12、木下13、松島1、松島2、松島3、松島4、松島5、松島7、松島8、松島9、松島10、松島11、松島12、大出1、大出2、大出3、大出4及び卯の木3

2 指定の区域

上伊那郡箕輪町及び南箕輪村のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂 防 課

長野県告示第538号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成26年9月25日

長野県知事 阿 部 守 一

1 土砂災害警戒区域の名称

西の入沢、宮本町、青木ヶ原沢、菅ノ沢、山の神沢、的場沢1、荒沢、的場沢2、添久保沢、大木沢1、南沢1、西沢、北ノ入沢1、北ノ入沢2、新田沢、拝三沢、宮の入沢1、塩供ノ入沢、扇実沢、小溝沢、大久保沢、参の入沢、老の久保沢、保田沢、宮の入沢2、慈照寺沢、北ノ入沢3、木ノ久保沢、入沢、水上沢、南垣外沢、舟ノ沢、堂ノ沢、小田井入沢、小玉入沢、熊倉沢、洞口沢、白沢、東ノ入沢、滝ノ鼻沢、大久那沢、桑ノ入沢、赤羽沢、薬師堂沢、片倉沢、神田沢、大洞沢、太郎沢、長久保、宮原久保、芦ノ久保沢、松倉北沢、木曾木沢、鉄ノ入沢1、鉄ノ入沢2、原向、青ノ洞沢、沼ノクロ沢、入ノ沢、小入沢1、本沢、北沢、権殿沢1、権殿沢2、宮の入沢3、小入沢2、台殿沢1、台殿沢2、こもみ沢、北沢川、萩久保沢、小洞沢、曲尾沢1、深谷沢、諏訪神社沢、山吹沢、ヲタイ沢、道円原沢、鉢ヶ入沢、樽ヶ沢、福沢川、亀沢、小亀沢、昌福寺沢、桐山沢、殿宮沢、姥ヶ入沢、板山沢、栗巾沢、ふきの入沢、上原沢、南沢2、腰巻沢、飛ノ木沢、御所原沢、北村沢、三番組、除組沢1、除組沢2、大入沢、ミヨドリ沢、草刈沢、竹ノ後沢、宮原沢、大木沢2、清水沢、勘太畑沢、卯沢、荒屋敷沢1、荒屋敷沢2、宮下沢、辰尾沢1、辰尾沢2、松尾沢、カララ沢、赤笹沢、半対沢、南沢3、南沢4、陣替場沢、七面沢、曲尾沢2、浦広沢、宮沢川、小山沢、富貴ノ入沢、猫場沢、宮の入沢4、田の入沢、矢田入沢、熊の川、瀬戸沢1、

瀬戸沢2、瀬戸沢3、小原沢、大沢川、城下沢、西町沢1、西町沢2、西町、ワカミヤ、ナギノ入、ウバノ入、一ノ口沢、金井3、金井2、金井1、越道及び岩ノ入

2 指定の区域

伊那市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂 防 課

長野県告示第539号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成26年9月25日

長野県知事 阿 部 守 一

1 土砂災害警戒区域の名称

帯無川、曲り尾沢、藤内路、たきの沢、深沢川1、深沢川2、深沢川3、鋤柄沢、真勝沢左溪、上の山沢、真勝沢、北の沢川、長田土、長田沢、松ヶ久保沢1、松ヶ久保沢2、桑沢川、北林沢、西光沢、中の沢、仁堂沢、山越沢、知久沢右溪、知久沢、知久保沢、寺沢川、福沢、山の小屋沢、沢川1、沢川2、沢川3、郷沢、源波沢、北ノ沢、藤塚沢1、藤塚沢2、荒上沢、三日町沢1、東河原沢1、東河原沢2、東河原沢3、曲尾沢、東河原沢4、宮沢川、玄ヶ沢1、山口沢1、山口沢2、玄ヶ沢2、三日町沢2、三日町沢3、三日町沢4、三日町沢5、三日町沢6、三日町沢7、三日町沢8、三日町沢9、判の木沢1、判の木沢2、判の木沢3、判の木沢4、判の木沢5、判の木沢6、吉田ヶ沢1、吉田ヶ沢2、南の川1、南の川2及び上村沢1

2 指定の区域

上伊那郡辰野町及び箕輪町のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂 防 課

長野県告示第540号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成26年9月25日

長野県知事 阿 部 守 一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

西の入沢、宮本町、青木ヶ原沢、山の神沢、的場沢1、荒沢、的場沢2、添久保沢、大木沢1、南沢1、西沢、新田沢、宮の入沢1、塩供ノ入沢、扇実沢、小溝沢、大久保沢、参の入沢、老の久保沢、保田沢、木ノ久保沢、入沢、水上沢、南垣外沢、舟ノ沢、堂ノ沢、小田井入沢、小玉入沢、熊倉沢、洞口沢、滝ノ鼻沢、桑ノ入沢、赤羽沢、薬師堂沢、片倉沢、神田沢、大洞沢、長久保、宮原久保、芦ノ久保沢、松倉北沢、木曾木沢、鉄ノ入沢1、鉄ノ

入沢2、原向、青ノ洞沢、沼ノクロ沢、入ノ沢、小入沢1、本沢、北沢、権殿沢1、宮の入沢3、小入沢2、台殿沢1、台殿沢2、こもみ沢、北沢川、萩久保沢、小洞沢、曲尾沢1、深谷沢、諏訪神社沢、山吹沢、ヲタイ沢、鉢ヶ入沢、福沢川、亀沢、小亀沢、昌福寺沢、桐山沢、姥ヶ入沢、板山沢、栗巾沢、ふきの入沢、上原沢、南沢2、腰巻沢、飛ノ木沢、北村沢、三番組、除組沢1、除組沢2、大入沢、ミヨドリ沢、草刈沢、宮原沢、大木沢2、清水沢、勘太畑沢、卯沢、荒屋敷沢1、荒屋敷沢2、宮下沢、辰尾沢1、辰尾沢2、松尾沢、カララ沢、赤笹沢、南沢4、陣替場沢、曲尾沢2、浦広沢、小山沢、猫場沢、宮の入沢4、田の入沢、矢田入沢、熊の川、瀬戸沢2、瀬戸沢3、小原沢、大沢川、城下沢、西町沢1、西町沢2、西町、ナギノ入、ウバノ入、一ノ口沢、越道及び岩ノ入

2 指定の区域

伊那市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂 防 課

長野県告示第541号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成26年9月25日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

帯無川、藤内路、深沢川2、深沢川3、鋤柄沢、真勝沢左溪、上の山沢、真勝沢、北の沢川、長田土、長田沢、松ヶ久保沢1、松ヶ久保沢2、桑沢川、北林沢、西光沢、仁堂沢、山越沢、知久沢右溪、知久保沢、寺沢川、福沢、山の小屋沢、沢川1、沢川2、沢川3、郷沢、源波沢、北ノ沢、藤塚沢1、荒上沢、三日町沢1、東河原沢1、東河原沢2、東河原沢3、曲尾沢、東河原沢4、宮沢川、山口沢1、山口沢2、玄ヶ沢2、三日町沢2、三日町沢3、三日町沢4、三日町沢5、三日町沢6、三日町沢7、三日町沢8、三日町沢9、判の木沢1、判の木沢2、判の木沢3、判の木沢4、判の木沢5、判の木沢6、吉田ヶ沢1、吉田ヶ沢2、南の川1及び南の川2

2 指定の区域

上伊那郡辰野町及び箕輪町のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂 防 課

長野県告示第542号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成26年9月25日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

芝平、赤坂、道場、原、事八沢、御堂垣外東、御堂垣外、野笹、的場、旭町及び宮本

2 指定の区域

伊那市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂 防 課

長野県教育委員会告示第4号

文化財保護条例(昭和50年長野県条例第44号)第30条第1項の規定により、次のとおり長野県天然記念物に指定します。

平成26年9月25日

長野県教育委員会

名 称	員数	所 在 地	所有者の名称
飯田城桜丸のイヌノキ	1本	飯田市追手町2丁目678	長野県
野尻湖産大型哺乳類化石群(ナウマンゾウ・ヤベオオツノジカ・ヘラジカ)	88点	上水内郡信濃町大字野尻287-5(野尻湖ナウマンゾウ博物館)	信濃町

文化財・生涯学習課